

IRODORI COMYUNAS

いろど

彩りコミュニティ

埼玉県行政書士会情報誌

Vol.26



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

【巻頭グラビア】

鎌倉殿を支えた

武蔵武士が駆けた比企地域 [嵐山町・東松山市]

- 令和6年11月1日改正道路交通法施行
自転車の「ながらスマホ・酒気帯び運転」罰則強化
- 〈特集〉日本のシゴト 衣類のクリニック「クリーニング業」
- 行政書士の業務/定期無料相談会の詳細はホームページで!
- 各支部のご案内



嵐山町

東松山市



鎌倉殿を支えた 武蔵武士

嵐山町

菅谷館跡



鎌倉幕府初代将軍の源頼朝から厚い信頼を受け、文武両道に優れて「武士の鑑」といわれた畠山重忠。その館跡と伝えられ、国史跡に指定されています。現在見ることができるのは戦国時代に改築された城跡で、全国に数多ある城の中でも歴史的価値が特に高いと評価され「続日本100名城」に選ばれています。



畠山重忠像

埼玉県立嵐山史跡の博物館



菅谷館跡の遺構内に建つ博物館。畠山重忠や県内の城館跡について等、さまざまな常設展示に加え、内容を入れ替えて行われる企画展など、埼玉県の中世（平安時代末期から戦国時代まで）について学ぶことができます。

- 開館時間 9:00 ~ 16:30 (最終入館 16:00)
7・8月 は 9:00 ~ 17:00 (最終入館 16:30)
- 休館日 月曜(祝日、5月1日、5月2日、11月14日県民の日が月曜の場合は開館)、12月29日~1月3日 このほか、展示替えなどのため臨時休館する場合があります。
- 観覧料：一般 100円、高校生・学生 50円、中学生以下無料
☎ 0493-62-5896



※詳しくはホームページで

鎌形八幡神社



平安時代末期に活躍した木曾義仲が生まれた際に、産湯にされたといわれる清水が境内にある神社。数々の戦で平家を破った義仲は、征夷大將軍に任じられましたが、源頼朝と源義経の軍に敗れ、世を去りました。

鎌倉街道



「いざ鎌倉」と多くの武士団が行き来した鎌倉街道。嵐山町には、鎌倉から埼玉県中部を抜けて群馬県へ向かう鎌倉街道上道(かみつみち)が通っています。

大蔵館跡(大蔵神社)



木曾義仲の父である源義賢が居を構えた跡とされています。大蔵館は、源頼朝の兄である悪源太義平によって焼き払われました。そのときに討たれた義賢の墓が近くにあります。

嵐山町ステーションプラザ 風なび



東武東上線の武蔵嵐山駅西口にある観光案内所。嵐山町内の散策前にはここで観光情報をゲット！有料レンタサイクルを借りたり、町の特産品を購入することもできます。

- 営業時間 9:00 ~ 16:45
- 定休日 12月29日~1月3日
- ☎ 0493-62-8730



※詳しくはホームページで



が駆けけた比企地域

東松山市

2022年の大河ドラマに登場して一躍脚光を浴びた武蔵武士たち。鎌倉幕府の将軍を支え、のちに悲運に見舞われた物語は大いに話題となりました。比企地域にはゆかりの地が多くあり、時代を駆け抜けた武者たちの足跡を今に伝えています。

宗悟寺



若狭の局が持ち帰ったと伝わる「頼家公ご位牌」や「蛇苦止観音」などが安置されている、源氏ゆかりの寺。地元有志により建立された比企一族顕彰碑もあります。



比企尾山



源頼朝の乳母を務めた比企の尼が禅尼となり、草庵を構えた山といわれています。比企の尼を中心とする比企一族は、伊豆に流罪となった頼朝が平家打倒から鎌倉幕府成立に至るまで、物心両面で頼朝を支えました。

串引沼

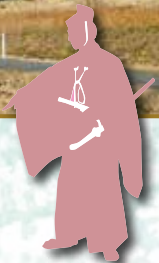


比丘尼山の北に静かにたたずむ沼。源頼朝に重用された比企能員の娘で、二代將軍源頼家に嫁いだ若狭の局が、頼家を失った深い悲しみを断つために遺品の櫛を投げ込んだという言い伝えがあります。

城ヶ谷



比企能員の館があったと伝えられていますが、その跡は未だ発見されていません。



東松山市観光案内所



東武東上線の東松山駅に隣接するステーションビルの2階にあります。観光やイベントのパンフレットやウォーキングマップを設置しているほか、レンタサイクルや手荷物預かりの有料サービスも便利。市の特産品販売も行っています。

- 営業時間 9:00 ~ 17:00
- 定休日 水曜、12月29日~1月3日
- ☎0493-22-8765



※詳しくはホームページで

東松山の 名物グルメ

豚なのに「やきとり」

東松山では、やきとりといえば豚のカシラ肉。味の決め手は「みそだれ」。白みそをベースに、さまざまなスパイスなどをブレンドして作られていて、ピリッとした辛さがお肉に相性バッチリ！東松山駅近辺を中心に数十軒のお店があるので、食べ比べも楽しめます。



令和6年11月1日改正道路交通法施行



白転車のの

なが 酒気

近年、自転車に関連する交通事故が増えています！

事故の件数だけではなく。全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合も増加傾向にあり、すでに2割を超えているのです。

その原因の一つに、安全の軽視が挙げられます。自転車を運転しながらスマホから目を離さない者や、飲酒して自転車をふらふら走らせている者に出くわして、ヒヤッとした方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、運転中の「ながらスマホ」や酒気帯び運転等についての罰則が整備されました。



運転中のながらスマホ

スマホを手にして自転車を運転しながら通話することは禁止です。
運転しながら画面を注視することも禁止です。手で持たずに自転車に取り付けて見ていたとしても同様です。
(いずれも自転車停止中は除きます)

《違反した場合》

6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

《交通の危険を生じさせた場合》

交通事故を起こすなど

1年以下の懲役または30万円以下の罰金



酒気帯び運転とその幫助

禁止は酒気帯び運転だけではなく。飲酒運転をするおそれがある者に自転車や酒類を提供すること、酒気帯び状態にあると知りながら同乗することも禁止です。

酒気帯び運転者

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

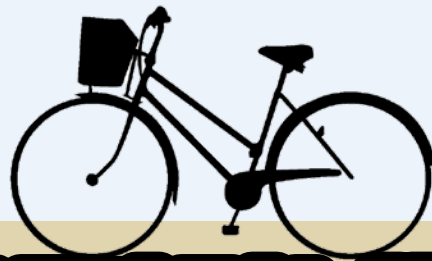
【酒気帯び運転とは？】

血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上、または呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為。

※酒酔い運転の禁止については、法改正前と変更ありません（違反者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。



スマホ 帯び運転



罰則強化

ながらスマホ、
酒気帯び運転も対象!

自転車運転者講習とは、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を繰り返す自転車運転者に対し、受講を義務づけている講習です。

受講命令を無視して講習を受けなかった場合、
5万円以下の罰金が科されます。

自転車運転者講習



注意

こんな自転車運転も

ダメ!

ながらスマホや酒気帯び運転以外にも危険な運転はたくさんあります。たとえばこんな運転をしている人を目にするがありますが、いずれも罰則の対象になっています。

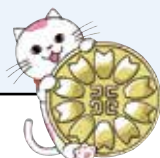
《傘をさしての運転》
5万円以下の罰金等



《イヤホンやヘッド
フォンを使用するな
どして、安全運転に
必要な音または声が
聞こえない状態での
運転》
5万円以下の罰金



《二人乗り》
5万円以下の罰金
(都道府県公安委員会規則
の規定で認められている
場合を除く)



「街の身近な法律家」行政書士にご相談ください!

埼玉県行政書士会では、身近なトラブルを裁判によらずに円満に解決することを目指す「行政書士ADRセンター埼玉」を運営しています。「自転車同士の交通事故」や「自転車と歩行者の交通事故」は取扱い対象となるトラブルです(一部例外があります)。お困りごとがあるときは、まずはお近くの行政書士にご相談ください。



仕事は丁寧に、お客様へは誠実に

冬をともに過ごしたコートがクリーニングから戻ってくると「きれいになってよかったね」と愛おしい気持ちに。パリッと糊が効いたワイシャツは、まだ眠たい朝を仕事モードに切り替えてくれます。私たちの暮らしに欠かせない存在で、たいてい一軒は近所にあるクリーニング店。今回は、合同会社田辺クリーニング代表社員である田辺明敏様にお話を伺いました。

取材日：2024年12月20日
聞き手：埼玉県行政書士会 広報部

◆いつから営業していられるのですか？

1960年に私の父がこの杉戸町で創業しました。当初はここから徒歩数分にある作業場で営業していましたが、後に店舗をここへ移して現在に至っています。私は二代目で、学校を出てから3年間、同業者の下でクリーニングの腕を磨き、戻ってきました。

◆創業60年超え！地域の信頼を得ていられるんですね。

和服を着ることが少なくなったりオフィスでノーネクタイが浸透したり、装いのカジュアル化が進んで、クリーニング業界もなかなか難しい局面にあります。それでも地域の皆様にご最厚にさせていただいてここまで60年以上も続けてこられて、本当にありがたいことです。

(取材中もたびたびお客様が来店される繁盛ぶり！)

◆秘訣というか、工夫されていることはあるのでしょうか？

他店との差別化を図ることは意識しています。たとえば、私たちの業界には「クリーニング師」という国家資格があります。弊社の規模では有資格者が1名いればそれで十分なのですが、働いている4名全員が資格を取りました。それだけ真摯にこの仕事に向き合っているつもりです。お客様にもぜひ知っていただきたくて、全員のネームプレートを自前で作りました！



いかにもクリーニング店といった佇まいの作業場

◆高い志をお持ちなのですね！私たち行政書士も国家資格者なので、ある意味お仲間です。

ありがとうございます。また、あまり他店では取り扱っていないものとしては、お坊さんが身に着ける法衣や、着ぐるみのクリーニングを承っています。

◆そうした特殊なものも取り扱うのですね。

法衣は、たとえばアイロン掛けは全て手作業になるので一般的な衣服よりは手間がかかります。葬儀や法事も簡略化が進んでいるようですが、そうはいいってもお坊さんが急になくなってしまふことはないでしょうから、クリーニングのニーズもそれなりにあり続けると考えています。

着ぐるみについては自治体や各種団体、企業さんなど、結構いろいろなところがお持ちなので、クリーニングを求める声が一定数あるのです。10年くらい前に取扱いを始めたのですが、お客様からご紹介をいただいたり、ホームページでPRしたりして、お取引先は全国各地に広がっています。始めた頃はまだライバルは少なく、私が知る限りでは埼玉県内では他に1社くらいしかありませんでした。



田辺明敏代表社員

◆それはまた変わったものに着目されましたね。

きっかけは、あるイベントで私自身が着ぐるみに入ったことなのです。正直「ちょっとおうな」と思ったので率直にそう言ってみたところ「田辺さんのところで洗ってもらえませんか？」という話になりまして。それが今では事業の柱の一つになったのですから、面白いものですよ。そんなきっかけをくださった方や、そこからご紹介の輪を広げてくださった方には感謝しています。

◆衣類に比べてだいぶ大きいですが、洗うのは大変ではないですか？

機械には入らないため手洗いしています。乾かすのも自然乾燥しか方法はなく、手間はかかります。でも、それをやるのがプロですから。最初は見よう見まねで始めましたが今ではノウハウも身につけて、やりがいを感じています。あるとき、教を乞いたい旨の連絡が同業の大きい会社から来たんです。認められたということですから、誇らしく思いましたね。

◆行政書士会にも、「ユキマサくん」という公式キャラクターがいます。あちこちで行政書士をPRしていますので、見かけたらかわいがってあげてください！

ところで、行政書士の業務の一つに「会社設立」があるのですが、田辺クリーニング様は株式会社でなく合同会社なのですね。

ずっと個人事業主としてやってきたのですが、つい半年ほど前に法人化しました。詳しい方にアドバイスをいただいたりしたのですが、うちみたいに家族経営で規模が小さめなら、自由度が高くても動きが取りやすい合同会社が合っていると考えて、決めました。

行政書士は暮らしや事業のお困りごとを いつも隣でサポートします



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

◆今になって法人化したのは何か理由があるのですか？

着ぐるみを取り扱うようになり、自治体や企業との取引が増えました。社会的信用度という観点ではもうそろそろ法人化したほうがいいのではないかと考えたことが理由です。また、子どもたちも一緒に働いてくれていますので、将来のためにも今のうちに体制を整えておくべきかな、とも考えました。

◆今日は奥様とお子様方もご同席くださっています。

うちは一家4人全員で経営しています。こうして家族と一緒に働けるのは本当にありがたいことですが、同時に責任も感じています。私もまだまだ現役で頑張っていますが、皆で力を合わせてこの店をもっと盛り立てていきたいと思っています。

◆地域にしっかり根つき後継者もいて、未来は明るいですね！

せっかくの機会なのでクリーニングについて一つお聞きしてもよろしいですか。戻ってきた衣類から石油のようなにおいがすることが時々あります。いいにおいではないので気になりますが、あれは普通のことなのでしょうか？

いえ、そんなことはありません。ドライクリーニングの場合は水ではなく石油系の溶剤で洗うのですが、そのにおいが残ってしまっていることが原因なので、ご利用になっているクリーニング店の問題です。乾燥が不十分だった可能性もありますが、溶剤の管理が甘いのかもかもしれません。よほど強いにおいでなければ、吊るして風にあてておくと、ひと晩で自然に消えると思います。

◆そうだったんですね。聞いてみて納得しました。

品質を徹底する店、価格で勝負する店、クリーニング店にもいろいろあります。弊社はお客様だけでなく、お預かりした衣類も



家業の一翼を担う田辺敏樹様(左)と親子仲良くバチリ！

きれいになって喜んでくれるような仕事を心掛けていますし、それが当たり前だと考えています。当たり前のことを当たり前にする、そうすれば自ずと結果はついてくると信じています。

◆職人魂を感じます。それも長く続いてきた秘訣の一つなのでしょうね。

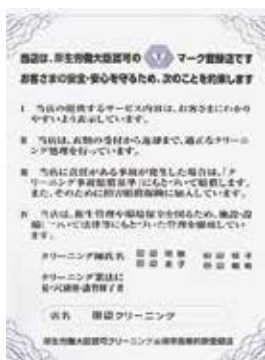
店の外にも掲げているのですが「衣類のクリニック」のような存在でありたいと思っています。衣類自体の取扱いに最善を尽くすのはもちろん、衣類に関するお客様の困りごとにもお役に立ちたいのです。ご相談には親身に対応しているつもりですし、店頭でのちょっとした雑談も大切にしています。信頼していただくにはそういう積み重ねが大事ですし、これからも丁寧な仕事と誠実な姿勢で、お客様とお付き合いさせていただきたいと思っています。

◆貴社のように長く仕事を続けられるよう、私も見習って精進したいと思います！本日はありがとうございました。

行政書士は事業者様の歩みに常に寄り添い、たとえば補助金等申請や事業承継など、場面に応じたサポートをしています。いつも隣にいますので、困ったときにはいつでも行政書士にご相談ください。



アイロン掛けの一部は機械が担う。
手作業とのすみ分けて業務を効率化



厚生労働大臣認可クリーニング業
標準営業約款（Sマーク）登録店

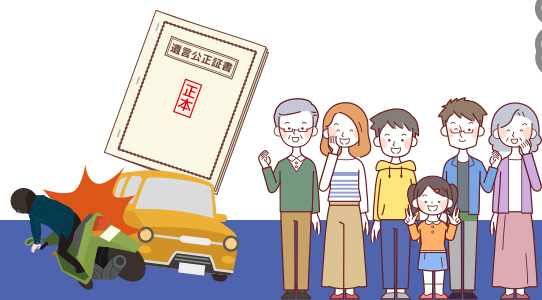


取材協力 **合同会社 田辺クリーニング**

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 5-2-13 ☎ 0480-32-1786

<https://www.tanabecleaning.com/>





暮らしや事業に関する お近くの行政書士に 暮らしのサポート

相続・遺言

遺産分割協議書・遺言書案
作成・相続人や相続財産の
調査 など

離婚

離婚協議書 など

成年後見

任意後見契約書案作成・
後見制度の相談 など

交通事故

自賠責保険金請求・
事故調査報告書 など

街の身近な法律家
いつも隣に
行政書士



各種契約書

金銭消費貸借契約書・売買
契約書・賃貸契約書 など

外国人関係

在留資格認定証明書交付
申請・在留資格変更・
在留期間更新・永住許可・
帰化許可 など

内容証明

貸金返還請求・滞納賃料の
支払請求・債権譲渡・
クーリングオフ など

裁判外紛争解決

離婚・相続・交通事故・
敷金返還に関する紛争
※行政書士 ADR センター
埼玉が対応します。

行政書士 Q&A

Q 行政書士って主にどんな仕事をしている
のですか？

A 国や県・市町村・警察署などに提出する書類を
皆様に代わって作成したり、提出の手続きを行
うことが主な仕事です。
※行政書士は法律にもとづく国家資格者です。

Q 官公署に提出する書類以外には、どんなも
のがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類、たとえば
「契約書」「内容証明」「会社設立関係書類」な
どの作成も行政書士の仕事です。

Q 特定行政書士とはどういう人ですか？

A 行政書士が書類を作成し、官公署に提出した許
認可等について、「行政不服申立て手続きの代
理」を行うことができる行政書士をいいます。

Q 書類の作成や提出以外には、どのような
仕事がありますか？

A 皆様からのさまざまな権利義務や事実証明につ
いて、相談に応じることも大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした場合、個人情報やプライ
バシーは守ってもらえますか？

A 行政書士には、法律により守秘義務が課せられ
ています。プライバシーや仕事上の秘密が漏れ
ることはありません。安心してご依頼ください。

相談から手続きまで お任せください!

事業のサポート



建設業

建設業許可・経営事項審査・
入札参加資格審査 など

土地・建物利用

農地転用許可・開発許可 など

産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可
(収集運搬・中間処分 ほか) など

自動車関連

運送事業(バス・トラック・
タクシー)・特殊車両通行許可・
車庫証明・自動車登録・ナンバー
変更・出張封印代行 など

古物商

古物商許可
(リサイクルショップ ほか)

宅建業

宅地建物取引業者免許

法人設立

株式・合名・合資・合同・医療・
宗教・一般社団・NPO・
労働者協同組合 など

飲食店・宿泊施設

飲食店営業許可・民泊の
届出・旅館業 など

風俗営業

風俗営業許可(キャバクラ・
マージャン・パチンコ店 ほか)
など



県内各地で定期的に行政書士の
無料相談会が行われています。
場所や日程などは、ホームペー
ジをご覧ください。なお、会場
によっては事前予約が必要とな
ります。また、会場や開催日が
変更になる場合がありますので、
お気軽にお問い合わせください。

※諸事情により会場の変更や相談
会の延期、または中止の可能性が
あります。事前にご確認ください。

行政書士定期無料相談会を開催しています

詳細はホームページでご覧いただけます▶



行政書士定期無料相談会

令和6年度 行政書士定期無料相談会

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。
なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日などが変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご確認ください。

会場	実施日	時間	お問い合わせ
上尾市役所(第1期)	毎月第3火曜日	13:00~16:00	行政書士会 048-725-4643
上尾市役所(第2期)	毎月第3木曜日	13:00~16:00	上尾市役所 048-726-3367
上尾市役所(第3期)	毎月第3土曜日	13:00~16:00	上尾市役所 048-726-3367
上尾市役所(第4期)	毎月第3日曜日	10:00~12:00	上尾市役所 048-726-3367
上尾市役所(第5期)	毎月第3月曜日	13:00~16:00	上尾市役所 048-726-3367
上尾市役所(第6期)	毎月第3火曜日	13:00~16:00	上尾市役所 048-726-3367

県内各地で開催 無料相談会

行政書士 登録・入会手続き

埼玉県行政書士会情報誌
彩リコミュナス
最新号・バックナンバーはコチラ

埼玉県行政書士会情報誌
彩リコミュナス
※会員の皆様には30冊まで無料配布しております。
詳しくはこちら

行政書士会
ADRセンター埼玉

コロナ特設ページ

埼玉県行政書士会
〒330-0062
さいたま市浦和区仲町3-

※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

お近くの行政書士をご活用ください!

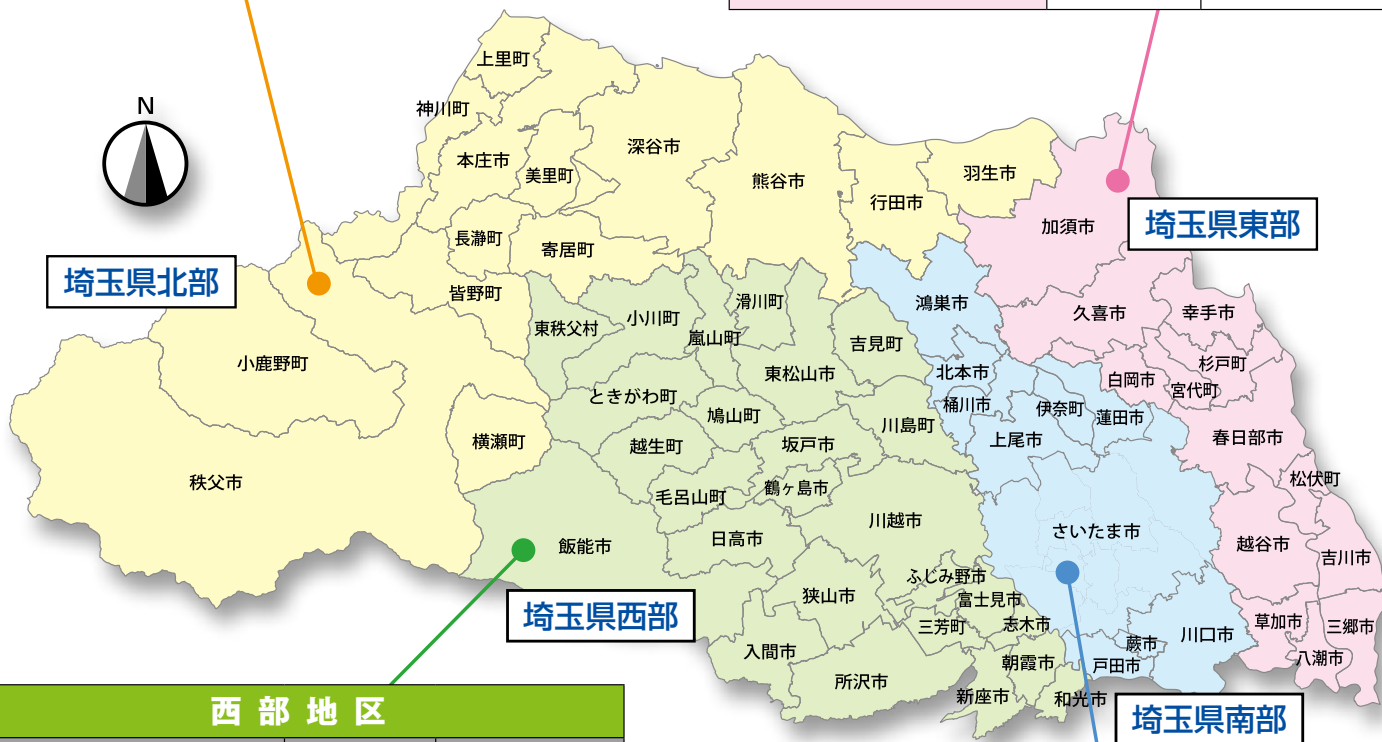


埼玉県行政書士会は、4つの管轄地区（色分けされたマップを参照）で、各支部が皆さまのご要望に対応させていただいております。お問い合わせ・ご相談の際はお住まいの地区の「埼玉県行政書士会 各支部」にご連絡ください。

また、「埼玉県行政書士会」ホームページでも、支部の検索ができます。

北部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
熊谷市	熊谷支部	048-520-2185
深谷市、本庄市、美里町 神川町、上里町、寄居町	県北支部	048-594-8209
秩父市、横瀬町、皆野町 長瀬町、小鹿野町	秩父支部	080-9286-1154
行田市、羽生市	埼玉支部	048-564-0104

東部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
春日部市、幸手市、杉戸町 宮代町	春日部支部	048-812-5092
越谷市	越谷支部	048-979-7198
吉川市、三郷市、松伏町	吉川支部	048-983-2102
久喜市、加須市、白岡市	埼玉支部	0480-24-0432
草加市、八潮市	草加支部	048-922-0562



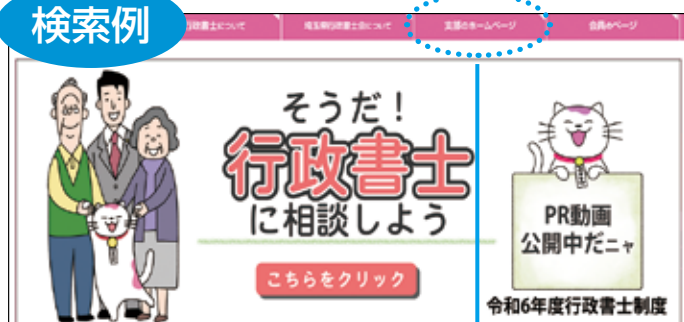
西部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
川越市	川越支部	049-238-8711
東松山市、滑川町、嵐山町 小川町、ときがわ町、川島町 吉見町、鳩山町、東秩父村	東松山支部	0493-59-5011
富士見市、ふじみ野市 三芳町	東入間支部	049-290-4205
狭山市、入間市	狭山支部	04-2968-8422
所沢市	所沢支部	04-2936-8648
飯能市、日高市	飯能支部	090-9859-4969
坂戸市、鶴ヶ島市 毛呂山町、越生町	西入間支部	049-298-5818
朝霞市、志木市、新座市 和光市	朝霞支部	048-462-0026

南部地区		
お住まいの市区町村	支部名	連絡先
さいたま市浦和区・緑区・ 南区・桜区・中央区	浦和支部	048-825-2551
川口市、蕨市、戸田市	川口支部	048-223-9840
さいたま市大宮区・西区・ 北区・見沼区	大宮支部	048-687-7681
上尾市、桶川市、伊奈町	上尾支部	048-776-3367
さいたま市岩槻区、蓮田市	岩槻支部	048-757-6336
鴻巣市、北本市	鴻巣支部	090-9849-5844

ホームページからも支部を検索できます



検索例



東 部 地 区	
支 部 名	管 轄 市 区 町 村
春日部 支部	春日部市、幸手市、杉戸町、宮代町
越 谷 支部	越谷市
吉 川 支部	吉川市、三郷市、松伏町
埼 葛 支部	久喜市、加須市、白岡市
草 加 支部	草加市、八潮市
西 部 地 区	
支 部 名	管 轄 市 区 町 村



※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

いろど 彩りコミュニティ

埼玉県行政書士会情報誌



地域紹介ページでは、各地の見どころを紹介しています。



行政書士のさまざまな業務や、知ってためになる情報も掲載。

創刊号から最新号まで、ホームページで読むことができます。



さまざまな団体や企業様を訪問。インタビューを行い、業務内容を伺って日本のシゴトを紹介しています。





撮影協力 竹本 孝之

街の身近な法律家

いつも隣に 行政書士

暮らしと事業のご相談から手続きまで

役所への
手続き

遺言
相続
成年後見

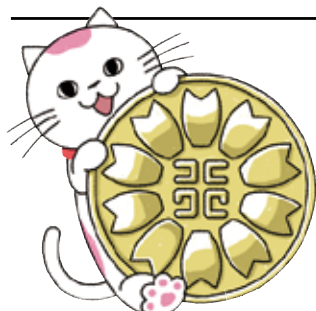
外国人
関係

事業を
始めたい

事業継承
の相談を
したい

補助金・
助成金の
申請

さまざまな許認可や届け出、遺言や相続、契約など、お気軽にご相談ください



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん



埼玉県行政書士会

お問い合わせ

TEL 048-833-0900

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11

ホームページもご覧ください
<https://www.sglsa.jp/>



法務大臣認証第114号

行政書士ADRセンター埼玉 TEL 048-833-1132

